

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年1月15日開催（投資信託協会）]

1. 「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～について

- 2025年11月21日、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～が閣議決定された。
- 今回の総合経済対策では、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による強い経済の実現、③防衛力と外交力の強化、の三つの柱に沿って政府として各種施策が取りまとめられた。
- 金融庁関連としては、
 - ・ 地域金融機関が地域経済の成長に一層貢献するための「地域金融力強化プラン」の策定・推進
 - ・ 金融経済教育・NISAの一層の充実やコーポレートガバナンス改革の実質化等を通じた「資産運用立国」の更なる推進
 - ・ 米国関税の影響を受ける事業者に対する金融機関による資金繰り等の支援の促進

などの施策が盛り込まれている。

- 金融庁としては、こうした取組を通じて、日本の持続的な経済成長に貢献できるよう、しっかりと取り組んでいく。各金融機関においても、御理解・御協力を宜しくお願いしたい。

2. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、2025年12月19日に「地域金融力強化プラン」を公表した。
- プランには、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」での議論も踏まえ、地域金融機関等が、地域企業の価値向上や地域課題の解決に一層貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を盛り込んでいる。
- 地域金融機関には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることに留まらず、幅広い金融仲介機能の発揮を通じ、企業価値の向上に貢献していくこと

が期待されており、例えば、地域金融機関による地域企業への成長支援を後押しするため、実証実験等による具体的事例の創出や知見提供を通じ、地域金融機関と、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進していく。

- 一方で、地域金融機関が引き続き地域経済を支えていくためには、経営基盤の強化により十分なりスクテイク余力を確保することも重要であり、このため、金融機能強化法における資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充等も盛り込んでいる。
- 地域の事業者・経済の持続的な発展に当たっては、地域金融機関に限らず、地域内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各金融機関においても、本プランを御参照いただきたい。

3. NISA 口座の都道府県別利用状況調査

- 2025 年 11 月 13 日、都道府県別の NISA 口座の利用状況調査（2025 年 6 月末版）を公表した。
- NISA 口座の利用状況調査は、2024 年までは年 4 回（3 月末、6 月末、9 月末、12 月末）実施していたが、2025 年以降は年 2 回※（6 月末、12 月末）としており、引き続き御協力をお願いしたい。

※2025 年 3 月末時点調査は臨時的に実施したものの。

4. 金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣等に関する Q&A

- 金融機関が J-FLEC の講師派遣等をより活用しやすくなるよう、J-FLEC はこれまでに寄せられた主な質問等をまとめ、金融機関向けの Q&A を策定した。
- 例えば Q&A の④では、講師派遣の際の金融機関職員の同席や、講師派遣前後での商品・サービスの紹介については、派遣先と調整いただければ必ずしも妨げられるものではないと整理されている。
- J-FLEC の講師派遣等を御活用いただくことで、金融機関の負担軽減にもつながる。御不明な点があれば、Q&A に記載の J-FLEC の連絡先に直接お問い合わせいただき、是非御活用を検討いただきたい。
- また、J-FLEC では、2025 年 11 月にはオンラインで講義が受けられる動画の配信も開始したので、こちらも是非御活用いただきたい。

5. 2026年のJapan Weeksについて

- 2025年10月には、関係者の御協力のおかげで、Japan Weeksを盛大に執り行うことができた。期間中には、計87件の金融関連イベントが開催され、のべ約2万5千人の参加があった。
- 2026年も、昨年に引き続き、10月26日から30日をコアウィークとしてJapan Weeksを開催する予定。2026年は、これまで以上に国内外の金融事業者や投資家からの関心を高めることができるよう、金融庁としても、広報やイベントの企画をより工夫していきたい。
- 既に、Japan Weeksの日程を踏まえ、次回「資産運用業大会」開催に向けて調整されている旨伺っている。国内資産運用会社も含め、引き続き連携・協力をお願いしたい。

6. インパクトコンソーシアム主催勉強会 第2回（資金提供者向け）の開催について

- 金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めている。
- 本コンソーシアムの活動の一環として、2025年11月より、インパクトに係る取組に関心を持ち始めた層が更なる理解を深め、実践に繋げていくことを目的として、コンソーシアム会員以外も参加できるオンラインの勉強会「インパクト」の視点が広げる可能性 ～基礎から学べる、実践に向けた第一歩～を開催している。
- 2026年2月2日に開催予定の第2回勉強会では、地域金融機関や機関投資家等の資金提供者を主な対象として、インパクトファイナンスの意義や可能性、資金提供者が果たすべき役割や実践のポイントについて、取りあげる予定となっている。
- 詳細や参加申込方法はコンソーシアムのウェブサイトにて掲載しているところ、各金融機関においては、是非積極的に御参加いただきたい。

(参考) インパクトコンソーシアム セミナー情報

<https://impact-consortium.fsa.go.jp/seminar>

7. 医療・介護保険における金融所得の勘案について

- 医療・介護保険制度における金融所得の公平な取扱いの実現に向けた実務的な検討を行うため、2025年11月26日に関係府省庁会議が開催された。
- 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に当たっては、社会保険関係法令で提出義務を整備した上で、税制における金融所得に係る法定調書を活用する方式を前提に検討が行われている。
- また、当会議においては、関係省庁が連携の上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書における個人番号の記載率と記載内容の正確性の向上、
 - ・ 金融所得に係る法定調書について、事務負担等の実態の把握に努めつつ、オンライン提出の要請を行うこととされた。
- 今後、法定調書の提出方法やマイナンバーの記載率等の実態調査等を進めていくことになるが、それに当たっては、各金融機関と密に連携したいので、御協力をお願いしたい。

8. 令和8年度税制改正要望の結果について

- 2025年末に公表された税制改正大綱においては、
 - ・ NISAのつみたて投資枠の対象年齢撤廃（こどもNISAの創設）や対象商品の拡充、税法上の所在地確認義務の廃止・代替
 - ・ 金融商品取引法等の改正を前提に、一定の暗号資産取引から生じる所得を分離課税とすること等を措置することが示された。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界関係者から様々な御支援をいただいた。
- 今後、上記施策を実施する上での実務的な論点を含め、様々な事項につき検討・議論していくこととなるため、引き続きの御協力をお願いしたい。

9. 10月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025年10月15日から16日にかけて、ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に公表された議長総括及び成果物を踏まえ、金融関連の主な論点を御紹介する。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準を実施することの重要性が再確認されたほか、過去15年間のG20金融改革の実施をレビューした金融安定理事会(FSB)の中間報告書が公表された。同報告書では、バーゼルⅢなどの重要な改革の実施が不完全であり、実施の遅れと法域間の不整合性がグローバル金融システムにとってのリスクとなっている点を指摘している。
 - ・ また、暗号資産及びグローバル・ステーブルコイン(GSC)に関するFSBのグローバルな規制枠組みの実施の進捗を評価するピア・レビュー報告書が公表された。規制整備が遅れている法域が多い中、日本は、EUや香港と並んで、暗号資産・ステーブルコインの両分野において規制整備が完了しているとの高い評価を受けている。ステーブルコイン発行者に対するストレステストの不実施など、指摘を受けた部分については、今後の規制・監督上の検討に役立てていく。
 - ・ ノンバンク金融仲介(NBFI)に関しては、ヘッジファンドなどを含むNBFIのデータの課題及び脆弱性に対処するためのFSB及び基準設定主体(SSBs)による作業が支持された。
 - ・ クロスボーダー送金に関しては、G20ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。
 - ・ サステナブルファイナンスに関しては、殆どのメンバーが、「2025年G20議長国・サステナブルファイナンス作業部会共同議長 サステナブルファイナンス報告書」における気付きと拘束力のない勧告を支持した。勧告には、気候への強靱性の移行計画への統合、リスク評価の改善、自然災害の保険補償ギャップへの対処等が含まれている。
- 2025年12月からは米国がG20議長国を務めている。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

10. 証券監督者国際機構(IOSCO)代表理事会の開催

- 2025年10月27-28日に、IOSCOの代表理事会がスペイン・マドリードで

開催された。今回の IOSCO 代表理事会においては、2026 年作業計画、フィンテック、集団投資スキームの評価など多岐にわたって議論が行われ、様々な最終報告書や市中協議文書の公表が承認された。投資信託協会に関係するものとして、特に、集団投資スキームの評価に関する市中協議文書について触れたい。

- 本市中協議文書は、近年のプライベートアセットを含む低流動性資産及び非流動性資産への投資の増加や集団投資スキームの評価におけるベストプラクティスの進展等を踏まえ、過去 IOSCO が公表した二つの評価原則（※）を統合し、改定するもの。

（※）「ヘッジファンドのポートフォリオの評価に係る原則」（2007 年公表）

「集団投資スキームの評価に係る原則」（2013 年公表）

- 本市中協議文書では、記録保持に係る新しい勧告を提案するとともに、改定対象として、市場ストレス下におけるガバナンス、利益相反の管理、バックテスト、第三者評価サービスの利用、陳腐化した評価等の分野が挙げられている。
- 投資信託協会においては、本市中協議文書を御確認いただき、コメント提出の必要性について御検討いただきたい。

11. Japan Fintech Week 2026 の開催について

- 金融庁では、日本のフィンテックの魅力を世界に発信し、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、各種団体が開催する多彩なフィンテック関連イベントと連携する「Japan Fintech Week」を開催している。

2025 年 3 月に開催した「Japan Fintech Week 2025」では、合計 80 以上のイベントと連携し、国内外から延べ約 2 万人の参加者を迎えるなど充実したものとなった。

- 2026 年は、2 月 24 日～3 月 6 日に、「Japan Fintech Week 2026」を開催する。

2026 年も、期間中に官民様々な団体によるイベントが開催され、このうち今回で 10 回目を迎える「FIN/SUM」では、「AI×ブロックチェーンが創る新金融エコシステム」をテーマとし、AI やブロックチェーンに加えて、地域金融やサステナビリティなどを含む幅広いトピックのパネルディスカッション

ン等を行う予定である。

- 各イベントの詳細は Japan Fintech Week 公式ウェブサイトですぐに御案内するので、御確認の上、積極的な参加をお願いしたい。

12. 新たな金融戦略の検討（資産運用立国の更なる推進）について

- 日本成長戦略会議の下に片山金融担当大臣を会長とする「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」が設置され、2026年1月15日、第1回会合が開催された。日本経済の潜在力を解き放つとともに国民の豊かさを向上させるための金融戦略を2026年夏までに策定すべく、同分科会において検討していく。

- 具体的には、資産運用立国を更に推進していくため、

- ・ コーポレートガバナンス改革等を通じた企業の「稼ぐ力」の向上、
- ・ それを支えるための、官民連携による成長資金の供給拡大、
- ・ 受益者の最善の利益を確保していくためのアセットオーナーの機能向上、

といったテーマについて施策を検討していく。

また、2025年12月に、「地域金融力強化プラン」を策定したが、様々なプレイヤーが連携して地域の持続的な成長を後押ししていくために、今後、各施策を更に推進するための方策を検討していく。

くわえて、デジタルイノベーションが加速する中、経済活動を支える決済サービスの高度化も非常に重要な検討課題である。

- 検討テーマは多岐にわたるが、こうした取組が互いに作用し合って、力強い日本を創り上げていくために、官民が緊密に連携して取り組んでいきたいと考えており、金融業界の御協力を宜しくをお願いしたい。

13. 資産運用サービスの高度化について

- 金融庁では、金融機関の資産運用サービスの高度化に向けた横断的なモニタリングを行っている。

- 2025事務年度は、「資産運用業務・システムの合理化」「アナリストのカバレッジ」「生成AIの活用」「機関投資家向けビジネス」「プロダクトガバナンス」「投資先企業の企業価値向上」等に関して、モニタリングを行う予定であり、先般、一部の社にアンケートをお願いした。御対応いただいた各資産運

用会社には、引き続き御協力をお願いしたい。

- アンケート調査等を踏まえつつ、必要な追加調査や業界との対話を行い、6月を目途にその結果を公表したい。

14. 資産運用業協会について

- 2025年12月18日、投資信託協会及び日本投資顧問業協会より、両協会が統合して2026年4月に新たに発足する「資産運用業協会」の役員人事が公表され、発足に向けた準備が着実に進められていると承知している。
- 新協会が、資産運用立国の実現に向け、企画・立案機能や自主規制機能の強化などに取組、業界の健全な発展を後押ししていく協会となることを期待している。
- 金融庁としても、引き続き、資産運用立国の実現に向け、新協会の発足をサポートしてまいりたい。

15. ファンドモニタリング調査について

- 金融庁では、IOSCO等が各国当局に対して金融安定の観点から一定規模以上のファンドに関するデータの徴求を要請していること、及び金融庁としてのモニタリングの観点を踏まえて、ファンドモニタリング調査を実施している。2024年12月末を基準日とする第2回の調査結果については、2025年、IOSCOに提出するとともに、12月23日に金融庁HPで概要を公表した。本調査結果については、ファンドの流動性リスク管理に係るモニタリングにも活用してまいりたい。
- また、2025年12月には、本調査に関し、一定規模未満であっても必要と認められるファンドについて調査対象とするため監督指針の改正を行った。改正後の監督指針に基づき、12月19日に、対象となる運用会社に対して第3回調査の報告徴求命令を発出しているため、引き続き御対応をお願いしたい。

16. REITの資産運用会社に対する行政処分について

- REITの資産運用会社1社に対して、行政処分を行っている。

(参考)

住商リアルティ・マネジメント株式会社について、証券取引等監視委員会の検査の結果、

親会社から投資法人に物件を取得させるにあたり、親会社が提示する価格を満たすよう、恣意的な不動産鑑定業者の選定や不動産鑑定業者への不適切な働きかけを行っているなど、「投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況」が認められた。これを受け、2025年12月、金融庁は同社に対して、業務改善命令（法令等遵守態勢及び内部管理態勢の構築等）を発出。

- 物件の主要な供給源である親会社との関係が REIT の安定的な運営にとって重要であることは理解するものの、あくまで運用会社が受託者責任を負っている相手は REIT 及びその投資家であることを改めて認識いただきたい。
- 今回の事例を契機として、REIT の資産運用会社においては、適切な利益相反管理態勢の整備に加え、投資家の最善の利益を追求する意識が社内全体で浸透するよう確保いただきたい。

17. 2025年10月24日付け金融活動作業部会（FATF）声明に係る要請について

- 2025年10月22日から24日の間に開催された FATF 全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
 - ・ イランに拠点を置く金融機関の支店等の設置拒否
 - ・ イランにおける金融機関の支店等の設置禁止
- これを受け、2025年12月1日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和7年10月24日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文においては、犯収法に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

18. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025年9月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（2025年9月28日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、2025年9月30日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

19. 企業価値担保権の制度施行に向けた取組について

- 2026年5月25日、事業性融資推進法が施行され、企業価値担保権という新たな担保制度が導入される。
企業価値担保権は、諸外国の全資産担保実務を参考として創設され、中小企業向けの融資に加え、LBOファイナンス等での利用も想定されている。
- 企業価値担保権付きローンは、諸外国の実務も参考に、新たな運用対象資産としても位置付けられ、2025年6月には、資産運用立国の関連施策として「具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す」旨が閣議決定された。

（参考1）資産運用立国議員連盟「資産運用立国2.0に向けた提言」（2025年4月23日）

【中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供】

（3）運用対象資産等の多様化の更なる推進

- ・ 企業価値担保融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、金融庁は、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指すべきである。

（参考2）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」（2025年6月13日）

VII. 資産運用立国の取組の深化

3. 中小企業等の成長に資する金融サービスの充実と多様な資産運用商品の提供

③企業価値担保権付き融資の活用促進

企業価値担保権付き融資の制度が来年創設されることを踏まえ、プライベートクレジットの促進に向けて、具体的な契約のひな形の統一など様々な実務上の課題を整理することで、企業価値担保権付き融資の活用を後押しし、ベンチャーデットやレバレッジドローンなどの成長融資の活性化・市場化を目指す。

- これを受け、企業価値担保権に関する信託契約書・特約書の書式等の具体例について、2026年1月9日に有識者による勉強会を実施した。

資料については、足元、最終調整を進めているところ、準備が整い次第、勉強会の資料として、金融庁ウェブサイト公表する予定である。

- 金融庁は、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとされる方々においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

(以 上)